

市が行う雪対策支援事業

■問い合わせ先 道路維持課 (☎ 32-8555)



①町会雪置き場事業

住宅地に空き地を所有している人が地域の雪置き場として町会に無償で空き地を貸し付けた場合(管理は町会で)、固定資産税などの3分の1以内を減免。

▼申請期間 10月1日～11月25日

▼実施期間 12月1日～令和3年3月31日

②地域除排雪活動支援事業

除雪機械や融雪設備を活用し、一般除雪によって狭くなった生活道路の拡幅作業や排雪作業または融雪活動を行う町会等に対して、燃料費や電気料の一部を報償金として支給。

▼申請期間 10月1日～11月25日

▼実施期間 12月1日～令和3年3月31日

③小型除雪機の貸し出し

生活道路の除雪作業や高齢者世帯等の間口の寄せ雪処理などを行う目的で、小型除雪機を町会に貸し出し(令和元年度貸出町会数:66町会)。

④町会等除雪報償金

市が除雪作業を行う路線以外の生活道路の除雪を個人の除雪機械などを使用して行う町会等に対して、報償金を支給(実施延長1m当たり200円<年1回を限度として支給>)。

⑤融雪装置設置資金貸付制度

取扱金融機関から貸し付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を市が負担。

どのようなことでお困りですか？

高齢や障がいなどで敷地内の雪処理が困難

市では、高齢者や障がい者など、自力で道路までの間口の除雪作業をすることが困難で、経済的に余裕がない人からの雪処理の要望に迅速に対応するため、地区により担当窓口を定めています。それぞれの問い合わせ先は次のとおりです。



●弘前地区…障がいのある人=障がい福祉課(市役所1階、☎40-7036、40-7122) / 高齢者=介護福祉課(市役所1階、☎40-7114)

●岩木地区…岩木総合支所民生課(賀田1丁目、☎82-1628)

●相馬地区…相馬総合支所民生課(五所字野沢、☎84-2113)

自宅の雪処理に困っている

●除排雪をお願いしたい…シルバー人材センターに依頼(有料)

▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分

■問い合わせ先 シルバー人材センター(南袋町、☎36-8828、土・日曜日、祝日は休み)

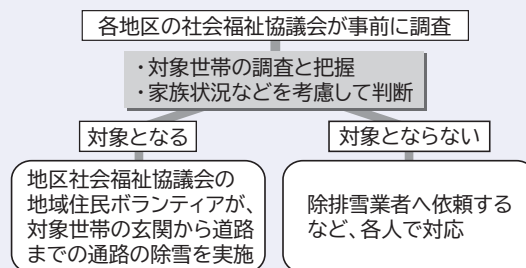
※屋根の雪下ろしは行っていません。また、シルバー人材センターの会員が少ない地区など、依頼場所によっては対応できない場合があります。

社会福祉協議会の除雪支援事業

弘前市社会福祉協議会では地区社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うのが困難な世帯を対象に、地域住民の助け合いによる「除雪支援事業(ボランティア除雪)」を行っています(事業の流れは下図を参照)。



※対象世帯の玄関から道路までの通路確保の除雪に限ります。また、状況によって対応できない場合があります。



■問い合わせ先

●弘前地区…弘前市社会福祉協議会(宮園2丁目、☎33-1161)

●岩木地区…弘前市社会福祉協議会岩木支部(賀田字大浦、☎82-2353)

●相馬地区…弘前市社会福祉協議会相馬支部(五所字野沢、☎84-3373)